

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
 - ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
 - ◎ 文字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 4 「増額した理由」の欄は、該当するものを選択し、「その他」を選択した場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 5 「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを選択してください。「シ」を選択した場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「コ。児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 6 「事由の発生した年月日」の欄は、「4」又は「5」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 7 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 申述書
 - ② 受給者及びその児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その者が世帯主である場合にはその旨、その者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ③ 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類
 - ④ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにできる書類
 - ⑤ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - ⑥ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - ⑦ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにできる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑧ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類